

白浜町宿泊税に係るQ & A

令和8年7月

白 浜 町

目次

1 宿泊税について

- Q 1. 宿泊税とはどのような税金ですか。 1
- Q 2. 宿泊税の税額はいくらですか。 1
- Q 3. 税額が変更されることはありますか。 1
- Q 4. 免税点（一定金額以下は課税対象外）は設けないのですか。 1
- Q 5. 特別徴収義務者とは何ですか。 1
- Q 6. 特別徴収義務者は何を行うのですか。 1

2 宿泊について

- Q 1. 課税対象となる「宿泊」の判断基準を教えてください。 2
- Q 2. 宿泊日の考え方について教えてください。 2
- Q 3. 午前0時を超えてからのチェックインした場合は課税対象ですか。 2
- Q 4. 連泊の場合の宿泊税の取扱いを教えてください。 2
- Q 5. 施設のみを利用する場合は課税対象ですか。 3
- Q 6. 個人で民泊を経営している場合も課税対象ですか。 3
- Q 7. 農家・漁家民泊を行っており、地域活性化のために旅館業法の許可を受けて、宿泊体験料ということで、宿泊者から宿泊料金を取っている場合でも、課税対象ですか。 3
- Q 8. 避難所開設時の緊急時における宿泊税については、課税対象外とみなしてよいですか。 3
- Q 9. 長期滞在（2～3か月）の場合も課税対象ですか。この場合、宅地建物取引業法に基づいて、短期賃貸借契約（30日以上の場合可能）とした場合はどうなりますか。 3
- Q 10. ハウスコース（自社の社員もしくは会社自ら業務上、客室を利用すること又はその客室のこと）の場合は課税対象ですか。 3
- Q 11. 従業員が業務のために宿泊した場合（金銭の授受はなし）は課税対象ですか。 . 3
- Q 12. 自社向けの研修施設ですが、宿泊税は課税されるのですか。一般にも貸出をしているため、旅館業の許可を取っています。 4
- Q 13. 客室を日帰り（デイユース）で利用する場合は課税対象ですか。 4
- Q 14. 休憩その他これに類する利用の場合は課税対象ですか。 4
- Q 15. 実際に宿泊を伴わない場合における宿泊税の取扱いについて教えてください。 4
- Q 16. 団体宿泊に伴い会議室を客室として提供する場合は課税対象ですか。 5
- Q 17. キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、宿泊税の対象となりますか。また、料金は、1棟（区画）を単位と設定していますが、この場合でも

1人当たり宿泊税が課税されますか。・・・・・・・・・・・・・・・・	5
Q18. ウィークリーマンション等の場合は課税対象ですか。・・・・・・・・	5
Q19. ペットの宿泊の場合の扱いを教えてください。・・・・・・・・	5
Q20. 条例の施行日より前に事前予約を行っていた場合も、宿泊税は課税されますか。 ・・・・・・・・・・・・・・・・	5

3 宿泊料金について

Q1. 対象となる宿泊料金を教えてください。・・・・・・・・	6
Q2. 税込みの宿泊料金の取扱いはどうなりますか。・・・・・・・・	6
Q3. 食事付きその他各種宿泊プランにおける宿泊料金の取扱いはどうなりますか。・・	6
Q4. 企画旅行における宿泊料金の取扱いはどうなりますか。・・・・・・・・	7
Q5. 手配旅行における宿泊料金の取扱いはどうなりますか。・・・・・・・・	7
Q6. 1部屋ごとに料金を設定している場合等、1人当たりの料金が不明な場合はどのよう に取り扱えばいいですか。・・・・・・・・	7
Q7. 無料宿泊券を利用する場合の取扱いを教えてください。・・・・・・・・	8
Q8. 宿泊料金の割引・優待等があった場合や、ポイントでの支払いがあった場合における宿 泊料金の取扱いを教えてください。・・・・・・・・	8
Q9. 補助金・助成金（第三者からの支払）があった場合における宿泊料金の考え方はどうな りますか。・・・・・・・・	8
Q10. 延長料金は宿泊料金になりますか。・・・・・・・・	8
Q11. 長期滞在の場合、5泊したら1泊無料キャンペーンの場合の税額はどのよう か。・・・・・・・・	9
Q12. 連泊割引における宿泊料金の考え方はどうなりますか。・・・・・・・・	9
Q13. 旅行業者の添乗員の宿泊料金が規約により無料となる場合は課税されますか。 ・・・・・・・・	9
Q14. お客様がお越しにならず（不泊）、キャンセル料を頂く場合の宿泊税の取扱いはどう なりますか。・・・・・・・・	9
Q15. 2人で予約し、宿泊税を事前に領収していましたが、実際の宿泊者が1人だった場合 は宿泊税を返金してもよいですか。・・・・・・・・	9
Q16. 外貨建て取引による宿泊料金の取扱いを教えてください。・・・・・・・・	9
Q17. 清掃料金を宿泊料金とは別に徴収している場合はどうなりますか。・・・・	10
Q18. 低廉な実費負担として宿泊者がシーツ代等の立替金のみを支払う場合はどのよう ですか。・・・・・・・・	10

4 課税免除について

- Q 1. 修学旅行等で課税免除となるのは、どのような人ですか。．．．．． 1 1
- Q 2. 修学旅行の事前準備（下見）は課税免除となりますか。．．．．． 1 1
- Q 3. 部活動の合宿で宿泊する生徒は、課税免除の対象ですか。．．．．． 1 1
- Q 4. 大学のゼミ合宿の利用による宿泊は、課税免除の対象ですか。．．．．． 1 1

5 徴収方法について

- Q 1. 宿泊税の徴収方法を教えてください。．．．．． 1 2
- Q 2. ネット予約、無人化施設等での徴収方法を教えてください。．．．．． 1 2
- Q 3. キャッシュレス手数料は宿泊事業者が負担しなければいけませんか。．．．．． 1 2
- Q 4. 宿泊者が宿泊税を支払わない場合はどのように対処すればよいですか。．．．．． 1 2
- Q 5. 旅行業者は宿泊税の特別徴収義務者となっておりますが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありますか。．．．．． 1 2

6 申告と納入について

- Q 1. 申告納入は毎月行う必要がありますか。．．．．． 1 4
- Q 2. 申告納入の特例の適用要件を教えてください。．．．．． 1 4
- Q 3. 条例施行前から経営する宿泊施設に対する申告納入の特例適用の経過措置について教えてください。．．．．． 1 5
- Q 4. 申告納入期限の特例が取消しになることはありますか。．．．．． 1 5
- Q 5. 宿泊がない月でも申告が必要ですか。．．．．． 1 5
- Q 6. 連泊により月をまたぐ場合の申告納入はどうしたらよいのでしょうか。．．．．． 1 5
- Q 7. 納入申告書と納入書は毎月送られてくるのでしょうか。．．．．． 1 6
- Q 8. 特別徴収義務者の名称や所在地、施設名称が変更となったため、「宿泊税特別徴収義務者異動申告書」を提出した場合、変更後の内容の納入申告書・納入書が新たに送られてくるのでしょうか。．．．．． 1 6
- Q 9. 申告と納入が納期限に間に合わなかった場合どうなりますか。．．．．． 1 6
- Q 10. 郵便等を利用して納入申告書を送付し、町役場への到着が申告期限より後になった場合、期限後申告となりますか。．．．．． 1 6
- Q 11. 他の税や使用料のように登録口座から引き落としできますか。．．．．． 1 6
- Q 12. 宿泊税特別徴収義務者申告書に「宿泊料金が確認できる書類」とありますが、どのような書類になりますか。．．．．． 1 7
- Q 13. 電子申告（e L T A X）で申告できますか。．．．．． 1 7

7 その他

- Q 1. 入湯税とは別に徴収するということですか。・・・・・・・・・・ 18
- Q 2. 宿泊税の徴収は、消費税との二重課税ではないですか。・・・・・・・・ 18
- Q 3. 宿泊税は売上げに含まれますか。・・・・・・・・・・ 18
- Q 4. 売掛の場合の宿泊税の申告・納入は、宿泊があった月の翌月と入金された月の翌月のどちらですか。・・・・・・・・・・ 18
- Q 5. 宿泊税の課税を行ううえで、宿泊約款でどのように記載すべきか示してもらえますか。・・・・・・・・・・ 18
- Q 6. 宿泊税特別徴収交付金について教えてください。・・・・・・・・ 19
- Q 7. 宿泊税特別徴収交付金に対して、消費税は課税されますか。・・・・・・・・ 19
- Q 8. 宿泊税導入後に特別徴収義務者の登録を行っていない宿泊事業者への対応はどうなりますか。・・・・・・・・・・ 19

1 宿泊税について

Q 1. 宿泊税とはどのような税金ですか。
A 宿泊税は、全国有数の国際観光地「白浜」をめざし、旅行者の満足度や利便性、快適性を高めるなど、住民生活と調和した持続可能な観光振興を図る施策に要する費用に充てるため、白浜町が独自に課税する地方税(法定外目的税)です。 町内のホテル、旅館、簡易宿所又は住宅宿泊事業(いわゆる民泊)を行う住宅などの宿泊施設に宿泊料金を支払って宿泊した場合に課税されます。
Q 2. 宿泊税の税額はいくらですか。
A 宿泊者1人あたりの1泊の宿泊料金(税抜)に応じて以下の税額で課税されます。 ①10,000円未満・・・・・・・・・・200円 ②10,000円以上20,000円未満・・・・300円 ③20,000円以上50,000円未満・・・・500円 ④50,000円以上・・・・・・・・・・1,000円
Q 3. 税額が変更されることはありますか。
A 町宿泊税条例において規定されています。 なお、施行後3年、その後5年ごとに、社会経済情勢等の変化等を勘案し、税額等を見直します。
Q 4. 免税点(一定金額以下は課税対象外)は設けないのですか。
A 宿泊客が享受する行政サービスは一定であることや、税の公平性の観点から免税点を設けていません。
Q 5. 特別徴収義務者とは何ですか。
A 白浜町内で営業を行う旅館業又は住宅宿泊事業の経営者です。ただし、全面的に経営を委託している場合など、経営者以外の方を特別徴収義務者として指定できる場合がありますので、白浜町税務課課税係にご相談ください。
Q 6. 特別徴収義務者は何を行うのですか。
A 特別徴収義務者の方に行っていただくのは、宿泊者から宿泊税を徴収し、白浜町に申告納入していただくほか、帳簿や書類の記載や保存を行っていただく必要があります。

2 宿泊について

Q 1. 課税対象となる「宿泊」の判断基準を教えてください。

A

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、原則として以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。

- ① その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの
- ② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの
※本来の許可、届出を得ていない施設であっても、旅館業法の許可が必要とされる宿泊の定義に該当する場合は、課税対象となります。

〈旅館業法の許可が必要な宿泊とは、以下の4項目をすべて満たすものです〉

- ・ 宿泊料を徴収している（名称は問わない）
- ・ 社会性がある（不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている場合など）
- ・ 反復継続性がある（宿泊募集を継続的に行っている場合など）
- ・ 生活の本拠ではない（使用期間が1か月未満の場合、使用期間が1か月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など）

Q 2. 宿泊日の考え方について教えてください。

A

宿泊税における宿泊日とは、宿泊施設へチェックインした日として取り扱ってください。ただし、これによることが困難な場合（チェックインが0時以降等）は、宿泊施設において作成する帳票等に記載された日をもって宿泊税における宿泊日として差し支えありません。

Q 3. 午前0時を超えてからチェックインした場合は課税対象ですか。

A

その契約が宿泊契約として取り扱うものであれば課税対象となります。ただし、到着がチェックイン予定日の翌朝となったことにより、宿泊施設が宿泊料金を徴収しないときは課税対象となりません。

Q 4. 連泊の場合の宿泊税の取扱いを教えてください。

A

連泊の場合は、連泊した宿泊数に応じて課税されます。

(例) 1泊あたりの宿泊料金が30,000円で1人3泊した場合

宿泊税額 500円 × 1人 × 3泊 = 1,500円

<p>Q 5. 施設のみを利用する場合は課税対象ですか。</p>
<p>A</p> <p>宿泊税は、宿泊施設での宿泊が課税対象となるため、宿泊をしないで旅館等の施設のみを利用する場合は、宿泊税の課税対象となりません。</p>
<p>Q 6. 個人で民泊を経営している場合も課税対象ですか。</p>
<p>A</p> <p>宿泊税は、旅館業法に係る施設又は住宅宿泊事業法に係る住宅において、宿泊料金を支払って宿泊する宿泊者が納税義務者となるため、民泊も課税対象となります。</p>
<p>Q 7. 農家・漁家民泊を行っており、地域活性化のために旅館業法の許可を受けて、宿泊体験料ということで、宿泊者から宿泊料金を取っている場合でも、課税対象ですか。</p>
<p>A</p> <p>宿泊の対価がその料金に含まれている場合は、宿泊税の課税対象となります。</p>
<p>Q 8. 避難所開設時の緊急時における宿泊税については、課税対象外とみなしてよいですか。</p>
<p>A</p> <p>宿泊者（納税義務者）の天災による宿泊については、宿泊税条例により宿泊税を免除することになります。</p>
<p>Q 9. 長期滞在（2～3か月）の場合も課税対象ですか。この場合、宅地建物取引業法に基づいて、短期賃貸借契約（30日以上の場合可能）とした場合はどうなりますか。</p>
<p>A</p> <p>宿泊契約に基づく宿泊行為であれば、滞在の期間にかかわらず、宿泊税が課税されますが、賃貸借契約に基づく利用行為の場合は、旅館業法の許可を必要とする宿泊行為には該当しませんので、宿泊税は課税されません。</p>
<p>Q 10. ハウスユース（自社の社員もしくは会社自ら業務上、客室を利用すること又はその客室のこと）の場合は課税対象ですか。</p>
<p>A</p> <p>宿泊契約に基づく宿泊行為で、宿泊料金が課されている場合は、課税対象となります。宿泊契約でない宿泊行為の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用で料金を課している場合は対象となります。</p> <p>※ハウスユースとは、自社の社員もしくは会社自ら業務上、客室を利用すること又はその客室のこと</p>
<p>Q 11. 従業員が業務のために宿泊した場合（金銭の授受はなし）は課税対象ですか。</p>
<p>A</p> <p>宿泊施設が宿泊料金を無料としているため、宿泊税は課税されません。</p>

Q12. 自社向けの研修施設ですが、宿泊税は課税されるのですか。一般にも貸出をしているため、旅館業の許可を取っています。

A

研修施設の場合、宿泊料金を徴収し、社会性があるなど、旅館業法に該当する施設であれば、宿泊税の対象となります。宿泊契約に基づく宿泊行為で、宿泊料金が課されている場合や、宿泊契約でない宿泊行為の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用で料金を課している場合は、課税対象となります。

Q13. 客室を日帰り（デイユース）で利用する場合は課税対象ですか。

A

日をまたぐ利用ではないため、課税対象とはなりません。ただし、宿泊施設がその利用料金を契約上宿泊料金として取り扱う場合は課税対象となります。

Q14. 休憩その他これに類する利用の場合は課税対象ですか。

A

日をまたぐ6時間以上の利用（連続した延長を含む）があった場合は、実質的に宿泊であるとみなし、課税対象となります。

なお、「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は、利用行為が「日をまたぐ6時間以上の利用」があるかどうかで宿泊の判断を行います。

Q15. 実際の宿泊を伴わない場合における宿泊税の取扱いについて教えてください。

A

ホールドルーム、キープルーム等、実際の宿泊を伴わない場合は、課税対象とはなりません。ただし、実際に宿泊行為があった場合、又は日をまたぐ6時間以上の利用により宿泊行為があったとみなされる場合には課税対象となります。この場合において、宿泊者数は宿泊施設で把握する人数とします。

(例)

定員5名の部屋（50,000円）を3日間確保した場合

次のとおり、宿泊日ごとに宿泊施設で把握した人数をもって算出します。

	宿泊者数	宿泊料金 (利用料金)	1人当たりの金額		宿泊税
			宿泊料金	宿泊税率	
1日目	0人	50,000円	0円	0円	0円
2日目	5人	50,000円	10,000円	300円	1,500円
3日目	2人	50,000円	25,000円	500円	1,000円
宿泊税 計					2,500円

※1日目は宿泊行為がなく、「利用料金」として取り扱っているため、宿泊税は課税されていません。

<p>Q16. 団体宿泊に伴い会議室を客室として提供する場合は課税対象ですか。</p>
<p>A</p> <p>会議室を客室として提供した場合、その利用が宿泊契約に基づくものであり、宿泊料金として取り扱う場合は、宿泊税の課税対象となります。なお、会議室を客室として使用する場合は、旅館業法において会議室を客室とする変更手続きが必要になると思われます。</p>
<p>Q17. キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、宿泊税の対象となりますか。また、料金は、1棟（区画）を単位として設定していますが、この場合でも1人当たり宿泊税が課税されますか。</p>
<p>A</p> <p>旅館業法は施設を設けて宿泊させるものであるため、移動式テントをお客様が設置する場合等、旅館業法に該当しないものであれば、宿泊税の対象にはなりません。</p> <p>ただし、固定式テントやバンガロー等事業者が設けた施設で宿泊する場合は、宿泊税が課税されます。</p> <p>なお、1棟貸しの場合などで人数に関わらず宿泊料金が設定されている場合であっても、宿泊人数に応じた宿泊税が課税されます。</p>
<p>Q18. ウィークリーマンション等の場合は課税対象ですか。</p>
<p>A</p> <p>ウィークリーマンションと称される短期賃貸住宅については、賃貸借契約による利用で、旅館業法等による宿泊にあたらぬ場合は課税対象となりません。</p>
<p>Q19. ペットの宿泊の場合の扱いを教えてください。</p>
<p>A</p> <p>基本的な考え方として宿泊者ではないので、宿泊税の課税対象になりません。</p>
<p>Q20. 条例の施行日より前に事前予約を行っていた場合も、宿泊税は課税されますか。</p>
<p>A</p> <p>条例の施行日前に予約を行っていた場合でも、宿泊日が施行日（令和9年3月1日）以降であれば、宿泊税が課税されます。</p>

3 宿泊料金について

Q 1. 対象となる宿泊料金を教えてください。

A

「宿泊料金」は、食事代や消費税等を除き、サービス料等を含んだ金額です。

≪宿泊料金に含まれるものの例≫

宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるもの

- ・ 清掃代
- ・ 寝具使用料
- ・ 入浴代
- ・ 寝衣代
- ・ サービス料、奉仕料
- ・ 宿泊補助金や宿泊助成金など、宿泊者以外の者がその宿泊に関して支払う額 等

≪宿泊料金に含まれないものの例≫

次のものについては、宿泊施設の宿泊料金に含まれる場合であっても、宿泊料金から除きます。

- ・ 食事代
- ・ 遊興費
- ・ 会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額
- ・ 消費税、地方消費税、入湯税等の税
- ・ 自動車代、たばこ代、電話代、土産代、クリーニング代等の立替金等
- ・ 宿泊者が任意で払った心付け、チップ、祝儀等の金額

Q 2. 税込みの宿泊料金の取扱いはどうなりますか。

A

消費税、地方税、入湯税等の税が宿泊料金に含まれている場合は、これらの税相当分を控除した金額を宿泊料金とします。

Q 3. 食事付きその他各種宿泊プランにおける宿泊料金の取扱いはどうなりますか。

A

宿泊料金に食事代が含まれている場合は、食事代に相当する金額を除外した金額を宿泊料金とします。ただし、朝食無料サービス等、宿泊以外の利用行為が無料で提供される場合は、食事料金等に相当する金額がないものとし、その料金金額を宿泊料金とします。

エステや宴会、外部施設利用等のプラン付き宿泊については、宿泊者以外のサービスに係る対価を除外した金額を宿泊料金とします。

Q 4. 企画旅行における宿泊料金の取扱いはどうなりますか。

A

企画旅行については、旅行業者と宿泊施設のとの契約により定められている1人当たりの金額を宿泊料金とします。

Q 5. 手配旅行における宿泊料金の取扱いはどうなりますか。

A

手配旅行については、旅行者と宿泊施設が契約した1人当たりの金額を宿泊料金としますが、旅行業者が受けるべき取扱い手数料を宿泊料金から除いている場合は、これを除外する前の金額とします。

Q 6. 1部屋ごとに料金を設定している場合等、1人当たりの料金が不明な場合はどのように取り扱えばいいですか。

A

宿泊料金を宿泊人数で除した金額を宿泊料金としてください。

(例) 1室1泊の料金が税抜き30,000円 (ツインルームの場合)

①大人1人で宿泊

30,000円 ÷ 1人 = 30,000円 宿泊税額500円 × 1人 × 1泊

②大人2人で宿泊

30,000円 ÷ 2人 = 15,000円 宿泊税額300円 × 2人 × 1泊

③大人2人、子ども(12歳未満)1人で宿泊(寝具等の追加無し)

30,000円 ÷ 2人 = 15,000円 宿泊税額300円 × 2人 × 1泊

※年齢12歳未満の子どもは対象外

④大人2人、乳児1人で宿泊(ベビーベッド代3,000円を追加)

30,000円 ÷ 2人 = 15,000円 宿泊税額300円 × 2人 × 1泊

※ベビーベッド代が乳児に帰属するのが明らかであるため大人とは別に取り扱う

※ベビーベッド代がかかっても年齢が12歳未満の子どものため課税対象外

⑤大人2人、乳児1人で宿泊(エキストラベッド代7,000円を追加)

30,000円 ÷ 2人 = 15,000円 宿泊税額300円 × 2人 × 1泊

※エキストラベッド代が乳児に帰属するのが明らかであるため大人とは別に取り扱う

※エキストラベッド代がかかっても年齢が12歳未満の子どものため課税対象外

⑥大人3人で宿泊(エキストラベッド代7,000円を追加)

(30,000円 + 7,000円) ÷ 3人 = 12,333円

宿泊税額300円 × 3人 × 1泊

※追加料が特定の宿泊者に帰属しないため、総額・総数に加える

Q 7. 無料宿泊券を利用する場合の取扱いを教えてください。

A

無料宿泊券を宿泊施設が発行した場合は、宿泊料金が0円であるため、宿泊税は課税されません。

Q 8. 宿泊料金の割引・優待等があった場合や、ポイントでの支払いがあった場合における宿泊料金の取扱いを教えてください。

A

・宿泊施設の経営者自らのサービスで割引が行われた場合は、割引後の料金を宿泊料金とします。(宿泊施設のポイント制度等に基づくポイント等の利用による値引きについても同様の取扱いとします。)

(例)

宿泊料金が20,000円のところ、宿泊施設の経営者が15,000円に値引きした。
⇒宿泊料金は値引き後の15,000円。(宿泊税額は300円)

・旅行者、カード会社、自治体等、宿泊施設の経営者自らのサービス以外(宿泊予約サイトのポイントやクーポン、懸賞による招待等)で割引が行われた場合(いわゆる第三者割引)は、割引前の料金を宿泊料金とします。

(例)

宿泊料金20,000円のところ、宿泊者が宿泊予約サイトのポイントを5,000円分利用し、現金15,000円で支払った。
⇒宿泊料金はポイント利用前の20,000円。(宿泊税額は500円)

Q 9. 補助金・助成金(第三者からの支払)があった場合における宿泊料金の考え方はどうなりますか。

A

補助金・助成金等、宿泊料金以外の名目で宿泊施設に対し第三者から支払いがある場合で、それが宿泊の対価としての性質を有し、かつ、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合には、宿泊者の支払うべき額と当該補助金等の額を合算した金額を宿泊料金とします。

補助金・助成金等が宿泊の対価と支払われるものでない場合は、これを宿泊料金に含みません。

Q 10. 延長料金は宿泊料金になりますか。

A

宿泊の前後に時間を延長して客室を利用した場合、その延長に係る料金は宿泊料金に含まれません。ただし、この利用による料金を契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、宿泊料金となります。

<p>Q 1 1. 長期滞在の場合、5泊したら1泊無料キャンペーンの場合の税額はどうなりますか。</p>
<p>A</p> <p>宿泊施設の宿泊者に対する割引等により宿泊料金がかからない宿泊の場合は、宿泊税は課税されません。(1泊分のみ無料)</p> <p>(例)</p> <p>1泊の宿泊料金が10,000円で、5泊したら次の日の宿泊料金が無料の場合 ⇒宿泊税額(300円×5泊)+(0円×1泊)=1,500円</p>
<p>Q 1 2. 連泊割引における宿泊料金の考え方はどうなりますか。</p>
<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連続して宿泊することにより受ける連泊割引について、宿泊日ごとに割引率が明確な場合は、通常の宿泊料金に対して宿泊日ごとに割引計算を行ったものを宿泊料金とします。 ・連泊期間を一括して割引を行っている場合は、割引後の宿泊料金の総額を宿泊期間の日数で除した金額を宿泊料金とします。 <p>(例)</p> <p>宿泊料金1泊20,000円のところ、5泊の宿泊者を1泊あたり1割引とした。 ⇒1泊あたりの宿泊料金は割引後の18,000円 宿泊税額300円×1人×5泊=1,500円</p>
<p>Q 1 3. 旅行業者の添乗員の宿泊料金が規約により無料となる場合は課税されますか。</p>
<p>A</p> <p>宿泊施設が旅行業者の添乗員の宿泊料金を無料としている場合は課税されません。</p>
<p>Q 1 4. お客様がお越しにならず(不泊)、キャンセル料を頂く場合の宿泊税の取扱いはどうなりますか。</p>
<p>A</p> <p>キャンセル料を契約上「違約金」として取り扱う場合は、宿泊税は課税されません。ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、そのキャンセル料金を宿泊料金とみなし、宿泊税の課税対象となります。</p>
<p>Q 1 5. 2人で予約し、宿泊税を事前に領収していましたが、実際の宿泊者が1人だった場合は宿泊税を返金してもよいですか。</p>
<p>A</p> <p>実際に宿泊があった人数で宿泊税を徴収していただくこととなりますので、事前に徴収していた税額と差額がある場合は、差額分を返金してください。</p>
<p>Q 1 6. 外貨建て取引による宿泊料金の取扱いを教えてください。</p>
<p>A</p> <p>外貨建て支払いにおける宿泊料金は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値(TTM)の為替相場による円換算額により算定し</p>

た金額を宿泊料金とします。具体的な取扱いについては、「外貨建取引等会計処理基準」（法人税基本送達）に準じて算定してください。

Q 1 7. 清掃料金を宿泊料金とは別に徴収している場合はどうなりますか。

A

宿泊料金とは別に清掃料金を徴収する場合は、その清掃料金を加算した金額を宿泊料金とします。なお、連泊のときは、その清掃料金を宿泊数で按分して1泊当たりの宿泊料金を算出します。

Q 1 8. 低廉な実費負担として宿泊者がシーツ代等の立替金のみを支払う場合はどうなりますか。

A

低廉な実費負担分として宿泊者がシーツ代等の立替金のみを支払う場合は、宿泊料金に含まれないため、宿泊税はかかりません。ただし、その立替金に類する金額以外の宿泊料金が無料の場合に限ります。

4 課税免除について

Q 1. 修学旅行等で課税免除となるのは、どのような人ですか。

A

課税免除対象者は、下記の施設に通う児童、生徒及び引率者です。宿泊税を免除するためには、学校長や園長から「修学旅行等であることの証明書」の提出を受ける必要があります。

対象施設	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、 特別支援学校、高等専門学校 ※いわゆる専門学校（専修学校、各種学校等）や海外の学校は対象となりません。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------

【引率者とは】

児童、生徒又は学生の引率を行う学校の関係者、万が一に備え帯同する看護師や、心身の障がい等により介助を必要とする児童、生徒又は学生の介助をする看護師や保護者等をいいます。旅行業者の添乗員やカメラマンなどは対象となりません。

【修学旅行等であることの証明書とは】

宿泊日、課税免除となる宿泊人数等を記載したものです。証明書の様式は、白浜町のホームページに掲載する予定ですので、事前にダウンロードしていただき、必要事項を入力又は手書きで記載し、紙で印刷のうえ宿泊施設に提出してください。

Q 2. 修学旅行の事前準備（下見）は課税免除となりますか。

A

修学旅行の事前準備（下見）については、児童や生徒が参加しないこと、学習指導要領等に基づき実施する学校行事ではないことを踏まえると、課税免除の対象とはなりえないものと判断します。

Q 3. 部活動の合宿で宿泊する生徒は、課税免除の対象ですか。

A.

部活動の合宿は、課税免除の対象ではありません。課税免除の対象となるのは、学習指導要領における学校行事であると認められるもので、修学旅行のほか、林間学校など学年全体で実施される行事によって宿泊している場合です。

Q 4. 大学のゼミ合宿の利用による宿泊は、課税免除の対象ですか。

A.

基本的に大学の活動による宿泊行為は、課税免除の対象とはなりません。

5 徴収方法について

Q 1. 宿泊税の徴収方法を教えてください。
A 特別徴収の方法については、具体的には規定しておりません。徴収しやすい方法を選択してください。 ①現地払い・・・現地で精算時に宿泊料金と宿泊税を支払います。 ②事前決済・・・予約時に宿泊料金と宿泊税を支払います。 ※仮に旅行サイトを使い宿泊税込みで決済していて、キャンセルになった場合は、宿泊施設又は旅行予約サイトの運営会社が当該宿泊税分を返還します。 ③宿泊料は事前決済、宿泊税は現地払い・・・予約時に宿泊料金を支払い、現地で宿泊税を支払います。
Q 2. ネット予約、無人化施設等での徴収方法を教えてください。
A 特別徴収の方法については、具体的には規定しておりません。「事前決済の際に宿泊料金と併せて徴収する」「現地で徴収する」など宿泊税を徴収しやすい方法により徴収していただくことになります。 なお、無人化施設等での徴収についても徴収しやすい方法を選択していただくことになりますが、他都市の事例では、ホームページ上に宿泊税について明記し、予約時に事前決済で徴収していることが多いようです。
Q 3. キャッシュレス手数料は宿泊事業者が負担しなければいけませんか。
A 宿泊者が宿泊税をクレジットカード等で支払った場合における手数料については、宿泊事業者とクレジットカード会社等の契約によるものになりますので、宿泊事業者で負担していただくことになります。
Q 4. 宿泊者が宿泊税を支払わない場合はどのように対処すればよいですか。
A 仮に納税されなかった場合は、法令上、特別徴収義務者である宿泊事業者が白浜町へ納入したうえで、納税拒否した宿泊者に求償することになります。(地方税法第 733 条の 15 第 3 項) このような宿泊税の納税拒否がないように、予約時の事前周知や宿泊施設フロントでのポスター掲示など、宿泊者への周知にご協力をお願いします。
Q 5. 旅行業者は宿泊税の特別徴収義務者となっておりませんが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありますか。
A 旅行業者の方が旅行商品の販売時に宿泊税相当分をお預かりいただき、宿泊事業者にお支払いいただくこともできます。お取り扱いの方法については、宿泊事業者との間で取り

決めていただくことになります。

なお、旅行者の方が直接町に納入していただくことはできません。

6 申告と納入について

Q 1. 申告納入は毎月行う必要がありますか。

A

宿泊税の申告納入を適正に行っていただくことや他の税目でも特別徴収義務者から毎月納入していただく制度となっていることから、宿泊税においても、原則申告納入は毎月行う必要があります。ただし、所定の要件を満たす場合は、宿泊事業者が白浜町に申請し、承認を受けることにより申告納入期限の特例を受けることができます。この特例を受けると、3か月分をまとめた年4回（3月、6月、9月、12月）の申告納入期限となります。

宿泊のあった月	申告納入期限	宿泊のあった月	申告納入期限		
3月分 4月分 5月分	6月末日	9月分 10月分 11月分	12月末日		
6月分 7月分 8月分		9月末日		12月分 1月分 2月分	3月末日

Q 2. 申告納入の特例の適用要件を教えてください。

A

- ① 申請書を提出前12か月間（以下「要件適用期間」という。）の宿泊税の納入すべき金額の合計額が120万円以下であること。
- ② 過去に本特例の取消しを受けた場合は、当該取消しの日から1年を経過していること。
- ③ 要件適用期間において、過少申告加算金等、不申告加算金又は重加算金の決定を受けておらず、宿泊税の申告が適正に行われていること。
- ④ 要件適用期間において、町税の徴収金を滞納していないこと。
（※町税：法人税、個人町民税、固定資産税、都市計画税、入湯税等）
- ⑤ 申請書を提出した月の12か月前の月の初日までに、宿泊施設の経営を開始し、かつ、「宿泊税特別徴収義務者申告書」を提出していること。
- ⑥ 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

Q 3. 条例施行前から経営する宿泊施設に対する申告納入の特例適用の経過措置について教えてください。

A

条例施行前から宿泊施設を経営しており、かつ、経営開始から1年を経過している宿泊施設であって、下記要件を満たしている場合は、先行して申告納入の特例の対象となります。

- ・ 宿泊税の導入開始後3か月間（3～5月宿泊分）の合計納入額が30万円以下であること。
- ・ 条例の施行日から申請月の前月の末日までの間において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。
- ・ 申請月の前12か月において、町税の徴収金を滞納していないこと。

申告納入の特例を申請される方は「宿泊税納入期限等特例承認申請書」を提出してください。特例申告が認められた場合は、6月～8月宿泊分の申告納入期限が9月末日までとなります。（※3～5月宿泊分については、特例の適用はありません。）

Q 4. 申告納入期限の特例が取消しになることはありますか。

A

申告納入期限までに申告納入がないなど、年度の途中で特例適用の要件を満たさなくなったと認められる場合は、当該年度末に特例の適用を取り消します。その場合、3月末日までに「宿泊税納入期限等特例承認取消通知書」により通知します。

特例が取り消された場合は、毎月申告していただくこととなります。

Q 5. 宿泊がない月でも申告が必要ですか。

A

適正かつ公平な課税を行うためには、宿泊行為がなかったことも含めて的確に把握する必要がありますので、申告すべき税額が0円の場合も、0円と記載した納入申告書の提出をお願いします。

なお、この場合、納入書は金融機関等に持っていく必要はありません。

Q 6. 連泊により月をまたぐ場合の申告納入はどうしたらよいでしょうか。

A

宿泊行為があった日が属する月に計上していただきますので、月をまたぐ連泊の場合は分けて計上してください。

（例）

4月30日～5月2日の2泊3日の場合

4月30日分を4月分に、5月1日分を5月に、というように分けて計上してください。

<p>Q 7. 納入申告書と納入書は毎月送られてくるのでしょうか。</p>
<p>A</p> <p>納入申告書と納入書につきましては、毎年2月に翌年度分をお送りします。初年度につきましては、令和9年3月開始に間に合うように書類を送付します。</p>
<p>Q 8. 特別徴収義務者の名称や所在地、施設名称が変更となったため、「宿泊税特別徴収義務者異動申告書」を提出した場合、変更後の内容の納入申告書・納入書が新たに送られてくるのでしょうか。</p>
<p>A</p> <p>特別徴収義務者の名称や所在地、施設名称等の変更の場合は、こちらから変更後の納付書を送付しますので、変更後の納入申告書・納入書をご使用ください。</p>
<p>Q 9. 申告と納入が納期限に間に合わなかった場合どうなりますか。</p>
<p>A</p> <p>納期限後に納入申告書の提出があった場合については、不申告加算金が課せられる場合があります。</p> <p>納期限までに宿泊税額を納入していただけなかった場合には、納入日までの日数に応じ、延滞金が課される場合があります。</p> <p>また、特別徴収交付金は期限内納入額（納入期限までに納入申告を提出し、当該申告に係る納入金の全額を納入した者に限る。）に対してお支払いします。そのため、納期限に納入が間に合わなかった月分は、特別徴収交付金をお支払いすることができません。</p>
<p>Q 10. 郵便等を利用して納入申告書を送付し、町役場への到着が申告期限より後になった場合、期限後申告となりますか。</p>
<p>A</p> <p>原則として、町役場に届いた日が申告日となります。ただし、郵便局（郵便官署）の消印があれば、その消印の日に申告があったものとして取扱います。（※信書便の指定業者以外の宅配便、メール便、ゆうパック等を利用した場合は白浜町への到着日が申告日となります。）</p> <p>また、申告書は下記のアドレスにメールで提出することができます。 （白浜町税務課宿泊税申告用アドレス：kazei@town.shirahama.lg.jp）</p>
<p>Q 11. 他の税や使用料のように登録口座から引き落としできますか。</p>
<p>A</p> <p>住民税や固定資産税は（賦課課税といい）、白浜町で納入額を決めて案内をしているものです。</p> <p>宿泊税は申告課税であり宿泊事業者様が集計のうえ納入していただく必要があるため、口座振替はできかねます。</p>

Q12. 宿泊税特別徴収義務者申告書に「宿泊料金が確認できる書類」とありますが、どのような書類になりますか。

A

ホームページの予約サイトの画面等、宿泊料金を徴収していることが分かる書類を提出ください。

Q13. 電子申告（eL T A X）で申告できますか。

A

宿泊税に関する手続きについては、「地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用した電子申告・申請を行うことができます。ただし、電子申告の利用を希望される場合は、事前に手続きが必要です。

詳しくは、「地方税ポータルシステム（eLTAX）のホームページ
(URL<https://www.eltax.lta.go.jp>)をご確認ください。

7 その他

Q 1. 入湯税とは別に徴収するということですか。								
A 入湯税とは別に徴収していただきます。								
Q 2. 宿泊税の徴収は、消費税との二重課税ではないですか。								
A 二重課税とは一つの課税要因に対して、同種の租税が重複して課税されることを指します。消費税は国税であり、宿泊税は地方税であるため同種の税ではありません。 【参考】複数の税がかけられている事例								
<table border="1"><thead><tr><th>税目</th><th>税の種類</th></tr></thead><tbody><tr><td>ガソリン</td><td>ガソリン税、石油税、消費税</td></tr><tr><td>たばこ</td><td>たばこ税、たばこ特別税、市町村たばこ税、都道府県たばこ税、消費税</td></tr><tr><td>酒</td><td>酒税、消費税</td></tr></tbody></table>	税目	税の種類	ガソリン	ガソリン税、石油税、消費税	たばこ	たばこ税、たばこ特別税、市町村たばこ税、都道府県たばこ税、消費税	酒	酒税、消費税
税目	税の種類							
ガソリン	ガソリン税、石油税、消費税							
たばこ	たばこ税、たばこ特別税、市町村たばこ税、都道府県たばこ税、消費税							
酒	酒税、消費税							
また、宿泊税の課税対象は宿泊料金を伴うものですが、消費税（地方消費税）は宿泊料金に含めないため、二重課税とはなりません。宿泊税自体も宿泊施設が受け取る宿泊料金ではありませんので、不課税取引に該当し、消費税はかかりません。								
Q 3. 宿泊税は売上げに含まれますか。								
A 宿泊税は宿泊者に対して課税される税のため、売上げに含まれません。								
Q 4. 売掛の場合の宿泊税の申告・納入は、宿泊があった月の翌月と入金された月の翌月のどちらですか。								
A 実際に宿泊があった月の翌月に申告・納入してください。								
Q 5. 宿泊税の課税を行ううえで、宿泊約款でどのように記載すべきか示してもらえませんか。								
A 特に決まりはありませんが、宿泊税について記載していただく場合は、宿泊税の対象となる宿泊の定義や税率についてご記載ください。 【宿泊税の対象となる宿泊とは】 宿泊税は宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、宿泊者に課するものです。宿泊税の対象となる宿泊については、下記①、②で判断します。 ① その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの ② ①以外の場合で、利用時間が日をまたぐ6時間以上であるもの								

Q 6. 宿泊税特別徴収交付金について教えてください。

A

宿泊税の特別徴収義務者に対し、宿泊税の特別徴収に係る経費の一部を支援するため、宿泊税特別徴収交付金の交付を予定しております。原則として納期限までに申告納入をされた宿泊税額の2.5%（導入から3年間は3%）を交付します。

交付要件、交付時期、手続き方法については要綱が確定次第、白浜町のホームページでお知らせします。

Q 7. 宿泊税特別徴収交付金に対して、消費税は課税されますか。

A

特別徴収義務者に交付する宿泊税特別徴収交付金については、対価を得て行う資産の譲渡にあたらないため「不課税取引」となり、消費税の課税対象とはなりません。

Q 8. 宿泊税導入後に特別徴収義務者の登録を行っていない宿泊事業者への対応はどうなりますか。

A

町内で宿泊施設を営業している方は登録を行っていない場合でも宿泊税の特別徴収義務者となります。町で現地調査を実施し、営業を行っている事実が判明した場合は、特別徴収義務者としての仮登録を行うとともに、特別徴収義務者の登録及び申告納入を行うよう指導いたします。

また、調査により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくため、町で税額の決定を行い、納入していただきます。なお、不申告加算金等の加算金も課されます。